

いわき市保健医療審議会 自殺対策協議部会設置要領

(目的及び設置)

第1条 いわき市保健医療審議会条例第7条(平成10年いわき市条例第43号)に基づき、いわき市自殺対策計画(以下「計画」という。)の基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」のため、「生きることの包括的支援」として、本市の自殺対策関連施策の総合的かつ効果的な展開を図ることを目的として、いわき市保健医療審議会自殺対策協議部会(以下「部会」)を設置する。

(協議事項)

第2条 部会は、市における自殺対策(生きることの包括的支援)に関する次に掲げる事項について、検討・協議を行う。

- (1) 計画に係る施策の進捗状況の把握等に関すること。
- (2) 自殺対策を推進するための基本的方向に関すること。
- (3) 自殺対策を推進するための関係機関、団体との連携・調整に関すること。
- (4) その他、自殺対策の推進について必要と認める事項に関すること。

(組 織)

第3条 部会は、委員及び専門委員で組織する。

(任 期)

第4条 委員及び専門委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(会 議)

第5条 部会の会議(以下「部会」)は、保健医療審議会長の指名を受けた部会長が召集し、部会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員又は専門委員のうちから部会長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

(庶 務)

第6条 部会の庶務は、いわき市保健所において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成30年7月24日から施行する。

この要領は、令和6年3月31日から施行する。